

今月の互助会の医療費補助金等の給付金振込日は、**令和4年10月17日（月）**です。
送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。

《送金明細書の公開日は、10月13日（木）です。》

また、それ以外の所属（小・中・大学等）にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

◎非常勤職員（短時間勤務）の共済組合資格取得に伴う互助会の取扱いについて

令和4年9月26日付け事務連絡で通知したとおり、令和4年10月1日からの地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、公立学校共済組合青森支部の資格を取得する非常勤職員（短時間勤務）に係る互助会の取扱いは、臨時的任用職員及び会計年度任用職員と同様、下記のとおりです。

1. 取扱い等について

| | | |
|---|-------|--|
| 1 | 加入資格 | 公立学校共済組合青森支部の組合員 |
| 2 | 加入手続き | 任意加入であるため、加入を希望する場合は、公立学校共済組合青森支部へ「組合員資格取得届書」を提出する際、同届書内の「 互助会加入申込欄 」に記名する。 |
| 3 | 対象事業 | 給付事業、厚生事業は、現行会員と同様に受けられるが、任用期間に定めがあり、償還を担保できないことから、 貸付事業は受けられません。 |
| 4 | 掛金 | 掛金率は、現行会員と同じく、給料の月額（教職調整額を含む）に7/1,000を乗じた額とし、毎月の給料から控除します。（期末・勤勉手当からは控除しません。） |

2. 注意事項

- （1）当互助会は任意加入であること、また、現行会員と対象事業が異なることから、「組合員資格取得届書」提出の際は、必ず互助会加入の有無を確認のうえ、加入を希望する場合に限り「互助会加入申込欄」に記名くださるようお願いいたします。
- （2）掛金の控除は、当互助会から関係教育事務所及び総務事務センターに依頼します。
事務処理の都合上、加入月の翌月に2カ月分の掛金を控除させていただく場合がありますので、ご了承ください。

◎給付金振込口座変更依頼書の提出について ～県立学校・教育庁の臨時講師等^{*1}の方へ～

互助会NEWS【9月号】で、10月17日（月）振込分から、県立学校・教育庁にお勤めの会員のうち、臨時講師等の方については、ハガキの送金明細書を所属あてに送付する旨お知らせしたところです。

これは、10月から、県立学校・教育庁にお勤めの臨時講師等に係る給与支払システムの移行によるものですが、これに伴い、今まで、統合庶務システムへ入力し変更していた共済組合・互助会の「給付金振込口座の変更」ができなくなります。

今後は、県立学校・教育庁にお勤めの臨時講師等の方が、給付金振込口座を変更する場合、**公立学校共済組合青森支部へ「給付金振込口座変更依頼書」の提出が必要**となりますので、ご留意願います。様式は、「福利厚生ハンドブック」**様15**1ページにあります。

臨時講師等^{*1} → 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、
臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）

↓ 裏面に続く ↓

所属内でご覧ください

◎育児支援金の請求時期について

今年度から実施している「育児支援金」の請求書提出時期は、互助会 NEWS【5月号】で補足したとおり、「5日以上育児休業を取得し、かつ、5日経過後」です。

5日経過する前に請求書が届いた場合は、申し訳ありませんが返送させていただきますので、実際に5日以上休業した後で再度提出くださるようお願いいたします。

また、せっかく請求いただいても、互助会に加入されていない場合が見受けられますので、請求書を提出する際は、互助会の加入状況について、給与支給明細書等でご確認いただくと幸いです。

◎令和4年度「施設利用補助」について

令和4年度「施設利用補助」は、互助会指定宿泊施設に宿泊した場合に加え、指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合も補助対象としています。

事業の詳細及び請求書様式は、互助会ホームページに掲載しています。

| | |
|--------|--|
| 施設利用補助 | <ul style="list-style-type: none">・会員又は被扶養者が、互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合、「令和4年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付し互助会へ請求する。・一人1泊1,000円を補助 会員一人につき、年度内3,000円を限度。 ただし、指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。 |
|--------|--|

※ホームページにQ&Aを載せていますので、請求書を提出の際はご一読ください。

◎アンケート回答のご協力ありがとうございました

福利あおもり第177号の12ページ（裏表紙）に掲載したアンケートの回答にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

会員のみなさんから直接いただいたご意見やご要望は、大変ありがたく、これから事業を実施していくうえで大変参考になりました。

いただいたご意見等を、どのくらい反映できるのかこれから検討することになりますが、互助会の目的の一つである「会員の生活の安定と福祉の向上」を目指し、会員のみなさんのニーズに対応した事業を継続的に実施できるよう、引き続き取り組んで参ります。

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



所属内でご閲覧ください